

## 一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）の役員、社員、事務局員（以下「役員等」という。）の慶弔見舞金に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等の慶弔)

第2条 役員等に慶弔が生じた場合、次のとおりお祝いまたは哀悼の意を表する。

(1) 慶祝のとき

① 本人の結婚 20,000円

② 出生のとき 10,000円

(2) 弔慰のとき

① 本人 20,000円および供花、弔電

② 一親等の血族 10,000円および供花、弔電

③ 同居する二親等以内の親族 5,000円または供花、弔電

(災害等の見舞)

第3条 その他災害等の見舞については、その都度決定する。

(その他)

第4条 当法人の運営もしくは発展のために功労が顕著な会員等以外の個人もしくは団体に対する弔意については、理事合議の上、本規程を準用することができる。

附 則

この規程は、2022年3月12日から施行する。